

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳 ◆

第 38 回 「王老吉の商標使用権争い」

【ニュース概略】中国で有名な健康茶「王老吉」の商標所有権は広州薬業グループ（広葉グループ）が元来保有している。広葉グループは 2000 年、王老吉の商標使用権を 10 年まで香港鴻道グループに許諾し、02 年～03 年の間に、両社は許諾期間を 20 年まで延長する補足協議書を締結した。しかし、翌 04 年、両社が補足協議書を交わした際、広葉グループの当時の総経理だった李益民氏が鴻道グループから 300 万元に上る贈賄（商業賄賂）を受けていた事実が発覚。そのため上記補足協議が契約法に違反するとしてその効力が争われ、有名な「王老吉」の商標使用権争いへと発展した。12 年 5 月 11 日、中国国際経済貿易仲裁委員会は、補足協議書は無効であるとの判断を下した。

「王老吉」は、広州の医者が調査した仙草などの漢方薬を原料とする薬用茶で、約 200 年ほど前から広州近辺で飲まれていたようです。2000 年に鴻道グループが広葉グループから商標使用権を取得すると、従来の味にさらに甘みを加え、全国規模で売り出しました。今では中国人であれば誰でも知っている国民的飲料となりました。

1. 「王老吉」商標の使用許諾延長に関する補足協議（契約）の効力

有名商標が関わった今回の事件では、広葉グループの当時の総経理が商業賄賂を相手方から受領して締結した補足協議書の有効性が争点となりました。具体的には瑕疵ある契約の効力について規定した契約法第 52 条と同法 54 条のいずれを適用するかが問題になります。以下に、2 つの主な考え方を紹介します。

（1）補足協議書は絶対的に無効

根拠：「契約法」第 52 条「悪意により通謀し、国、集団または第三者の利益を損なう状況において締結される契約は効力をもたない」を適用する。

鴻道グループが広葉グループの李・総経理に商業賄賂を贈った事実は既に確認されており、補足協議は当該総経理と鴻道グループが悪意により通謀して締結したものである。また、王老吉商標の年間使用料とされて定められた契約料は 500 万元にすぎず、毎年 160 億元の売上高を誇る王老吉の商標価値から考えるとアンバランスで、広葉グループの利益を損なうことは明らか。さらに、広葉グループは国有企業であるため、今回の事件は広葉グループの利益を損なったのみならず国の利益も損なわれた。したがって、本件では悪意により通謀し、国の利益を損なったことから、「契約法」第 52 条の規定に基づき、鴻道グループと広葉グループが交わした補足協議書は無効となる（中国国際経済貿易仲裁委員会の仲裁員もこの観点から、当該補足協議書は無効と判断した）。

（2）補足協議書の効力は確定しておらず、広葉グループは 1 年以内に取消権を行使できるとどまる。

根拠：「契約法」第 54 条「一方の当事者が詐欺あるいは強迫の手段によるか、または他人の危機に乗じ、相手方の真実の意思に違背する状況において締結させた契約について、損害を受けた当事者は、人民法院又は仲裁機構に対して変更または取消しを請求する権利を有する」を適用する。

補足協議書の当事者は広葉グループと鴻道グループであって、広葉グループの当時の総経理と鴻道グループが締結したものではない。担当の総経理が商業賄賂を受け取ったからといって、両社が悪意により通謀して締結したと判断することはできず、国有企業の利益を国の利益と同一に論じることはできない。したがって、本件では「契約法」第 52 条を適用して絶対的に無効であると認定すべきでない。むしろ、当該補足協議は鴻道グループが商業賄賂により広葉グループ（総経理ではない）の真実の意思に背く状況で締結したものと認定すべき。同法第 54 条の規定に基づいて、広葉グループは商業賄賂を知ったときから 1 年以内に訴訟を提起し、裁判所へ補足協議の取り消しを求めることができる。広葉グループが 1 年以内に訴訟により補足協議を取り消さない場合、協議書の効力は有効と確定する。

2. 商業賄賂には法的リスクが伴う

商業賄賂が絡んだことで締結した契約が法的に無効と判断されるには、（1）商業賄賂行為の存在（2）国、グループまたは第三者の利益を損なったこと（3）商業賄賂行為と国、グループまたは第三者の利益を損なったことの間密接な関係があること——が必要となります（契約法 52 条）。これらが証明されない限り、その契約が絶対的に無効であると判断することは一般的に難しいと考えられてきました。

しかし、今回の事件では、仲裁委員会は、商業賄賂の反社会性を重視して、商業賄賂の介在した補足協議を無効と判断しており、中国で経営活動を行う会社や個人が商業賄賂により取得した不当な利益に伴う法的リスクが顕在化しました。自社の利益を守るはずの契約が、商業賄賂を贈ったために無効と判定されてしまい、当該企業は大きな損害を被ることになります。特に商業賄賂の対象が本件のように国有企業であったり、商業賄賂が中国の国益を毀損するような場合、契約が無効と判定されるリスクは高くなります。

＜筆者紹介＞

大地法律事務所海外部

住所：北京市朝陽区建国路 89 号華貿中心 15 号楼 505 室

電話：(86-10) 6530-7711

HP：<http://www.aaalawfirm.com>

E-mail：xionglin@aaalawfirm.com